

仕 様 書

(総則)

第1条 本仕様書は、地頭分遺跡写真測量業務委託に適用する仕様書である。

(作業基準)

第2条 業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくものとする。

(業務概要)

第3条 業務の概要は次のとおりとする。

- (1) 業 務 名 地頭分溝渕遺跡写真測量業務委託
- (2) 作 業 場 所 広島県福山市瀬戸町地頭分
- (3) 作 業 範 囲 別添図のとおり
- (4) 履 行 期 間 平成27年1月15日～平成28年3月11日
(図化・編集作業期間を含む納品まで)
- (5) 現地作業実施日 履行期間内で指定した日(1月中旬:1日または2日間)

(作業工程表等の提出)

第4条 本業務を実施するに当たり、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 作業工程表
- (3) 現場代理人及び主任技術者届

(業務の内容及び方法)

第5条 業務の内容は次のとおりとする。

(1) 内 容

地頭分溝渕遺跡発掘調査対象地について、正確かつ迅速に資料保存を行うため写真測量を実施し、図化作業によって、図面(平面図)20分の1・200分の1を作成するものである。図化範囲(データの取得範囲)は(2)に示すとおりである。作業は、測量法等関係法規、国土交通省公共測量作業規定及び同適用基準、及び本仕様書に準拠して行い、測量法等に基づく手続きは受託者が遺漏なく行うものとする。

(2) 方 法

- ① 作業範囲(平面)は、B区約1,100㎡、C区約700㎡、D区約1,410㎡、E区1,250㎡、F区610㎡
- ② 平面図を作成できるよう写真を撮影し、図化する。
B・C・E区は1/200平面図(遺構は描かなくてよいが25cm単位のコンターを入れる)のみ作成。
D・F区は1/20の平面図(遺構図)を作成し、1/200の縮小編集図を作成する。
・図化縮尺 1/20, 1/200
・縮小編集図縮尺 1/200

基準点及び水準点測量は、現地に設置済みのため行わない。

- ③ 現地作業終了後、速やかに校正図を提出し、担当職員により校正を受け、修

正した上で校了とされた図面については、成果品としての図面作成に入ってもよい。校正回数は原則として2回とする。

- ⑥ 整飾については、つぎの各号を入力する。
- a 図名及び番号
 - b 計画機関名（委託者）及び作業機関名（受託者）
 - c 計測・図化の諸元
 - d 公共座標値
 - e 縮尺及び方位
 - f パースケール
 - g 測量年月日

（検査）

第6条 業務が終了した時は速やかに検査を行い、支障がある場合は再度作業を行うものとする。

（成果品）

第7条 本業務による成果品は、次のとおりとする。

- (1) 平面図（マイラー原図）1/20・1/200 一式
- (2) (1) の出力図 各2部
- (3) データファイル 一式
(ビュー:汎用的なパソコンソフトで開帳できるものとする)
- (4) 写真 一式

（成果品の権利関係）

第8条 本業務によって得られた成果品はすべて委託者の所有とし、委託者の許可なく無断で外部に貸与、使用、公表してはならない。

（納入場所）

第9条 成果品の納入場所は、公益財団法人広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室とする。

（作業中の事故）

第10条 測量作業中に生じた諸事故及び第三者に与えた損害に対しては、受託者がその責任を負い、一切の処置を講ずるものとする。

（仕様書以外の事項）

第11条 仕様書に定めていない事項については、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。